

令和7年度 第170号

令和7・8年度 国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）

仕 様 書

甲賀市 市民環境部 保険年金課

1 業務名 令和7・8年度 国民健康保険特定保健指導等業務委託（単契）

2 委託期間 契約締結後から5日以内から令和8年10月31日

3 業務概要

生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とする。

4 契約上限額

3,666,300 円

なお、見積金額に実施見込み人数を乗じ消費税を加算した金額が、契約上限額を超えた場合は契約不可とする。

5 業務内容

（1）特定保健指導利用案内チラシのデータ作成

①概要

特定保健指導利用案内チラシのデータを作成し、市の定める期日までに納品すること。
内容等は別途協議の上決定する。

②規格

A4版普通紙 フルカラー両面印刷 （＊印刷は市で実施）

③著作権

チラシの著作権は、受注者に帰属するものとする。

ただし、甲賀市は受注者にあらかじめ通知することにより、その一部または全部を無償で使用するができるものとする。

（2）特定保健指導利用勧奨

①概要

市が作成した特定保健指導対象者リストに基づき、電話等により特定保健指導の利用勧奨を行うこと。なお、電話で利用勧奨を行う場合は、必要に応じて夜間や休日にも行うこと。

②利用勧奨予定件数

300件

③実施方法

特定保健指導対象者リスト受領後は、速やかに電話等による特定保健指導利用勧奨を開始し、できる限り受領月内に利用勧奨業務が完了できるように努めること。

利用勧奨時は、できる限り特定保健指導対象者本人の意向確認ができるように努め、特定保健指導の利用に繋げるように努力すること。また、企画提案に当たっては、下記の事項について提案を行うこと。

【提案を求める事項】

ア 利用者を増やす工夫（内容及び利用申込の受付方法等）

イ 利用者に配布するチラシの内容（見本等があれば添付）

（3）特定保健指導

①概要

市が作成した特定保健指導対象者リストに基づき、特定保健指導「動機付け支援（動機付け支援相当）」または「積極的支援」を実施すること。なお、初回面談は、令和8年3

月末日までに実施すること。

②目的

生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康な生活を維持し、生活習慣病を予防することを目的とする。

③対象予定者数

動機付け支援対象者数 460人、目標人数 65人（動機付け支援相当含）

積極的支援対象者数 110人、目標人数 18人

④指導の内容

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」に基づき、途中中断者を出来るだけ出さないような工夫をしながら、実施すること。また、企画提案に当たっては、下記の事項について提案を行うこと。

【提案を求める事項】

ア 利用者を増やすための工夫（実施場所や時間等の支援方法・活用ツール等の内容）

イ 年齢や性別に応じた支援方法の区別の内容。特に、40歳代及び50歳代の参加意欲が高まるようなメニューの実施方法

ウ 特定保健指導実施中の脱落者発生防止のための対策と考え方

エ 特定保健指導終了後の効果を継続していくための対策と考え方

オ 特定保健指導を行なう際に重要と考えていること

⑤予約受付

特定保健指導利用の申し込みがあれば、特定保健指導対象者リストにて確認の上、予約受付を行う。その際、服薬等の有無について確認すること。

対象者の利便性を考慮し、土・日曜日や夜間なども利用できるよう遠隔による電子面談も可能なよう設定すること。

⑥実施場所

市が指定する会場及び自宅とする。

⑦資格等の確認

初回面談実施時、甲賀市国民健康保険の被保険者であることを確認すること。

継続支援実施時及び実績評価時にも同じく被保険者であることを確認すること。

⑧中断の防止

中断者を出さないための対策を講じること。例えば、電話支援は事前に電話のつながりやすい日時を聞いておくなどの工夫をし、不在の場合は、時間・曜日を変更し実施する。

⑨未利用・途中終了の取扱いについて

ア 利用申し込みをしたまま特定保健指導の利用に至らないものに対しては、状況把握を行い、特定保健指導の利用に向けた調整を行うこと。

イ 資格喪失・自己都合などで途中終了するものについては、市に随時報告すること。

ウ 特定保健指導の利用期間中に生活習慣病にかかる服薬治療を開始した等により、特定保健指導の継続が望ましくないと医師が判断した場合、その段階で終了とし、その旨を市に報告すること。

⑩特定保健指導の実施に係る記録及び報告

ア 利用者ごとに「特定保健指導支援計画及び実施報告書」を作成すること。

イ 当該月に終了した初回面談及び実績評価、並びに当該月に途中終了と判断したものについてその結果をとりまとめ、「特定保健指導支援計画及び実施報告書」及び当該委託業務に係る実施結果とともに市へ報告すること。

併せて、連合会健診システム入力用のデータを電子媒体により提出すること。

また、市からその他記録の追加記載依頼があった場合には追加記載できるようにするこ

と。

⑪評価

ア 事業分析のための調査（アンケート等）を実施すること。

イ 委託業務が全て終了後、業務委託完了日までに事業実績、事業分析、評価や提案を含む報告書を作成し、紙及び電子データにて市へ提出すること。

6 契約及び見積方法等について

本契約は、単価契約（税抜）とする。

消費税及び地方消費税は、毎月の業務数量が確定したときに、単価に数量を乗じた額の合計額に税率を乗じて得た額とする。ただし、小数点以下は切り捨てる。

7 費用及び支払について

①「利用勧奨」については、対象者本人または家族へ直接意向確認ができた場合及び1人につき3回以上電話勧奨をした場合には、特定保健指導に繋がらなくても業務が完了したものとみなし、費用を支払うものとする。

②「動機付け支援（動機付け支援相当）」については、面接による初回面談終了後、一人あたりの委託料単価の8割を支払い、残り2割は実績評価後に支払う。

また、「積極的支援」については、面接による初回面談終了後、一人あたりの委託料単価の4割を支払い、残り6割は実績評価後に支払う。

ただし、実績評価が行えなかった場合、残り2割及び残り6割の委託料の支払は行わない。

③委託料には、事業実施に向けた打合せにかかる経費及び、人件費、機器リース料、消耗品費、通信運搬費、配布教材費、賠償保険料、印刷製本費等、本事業実施にかかる経費全てを含むものとする。

④当該月に終了した業務を報告数量とし、月単位で集計し請求を行うこと。

⑤代金の支払いは、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」に基づく。

⑥前金払いは行わない。

8 勧誘等の禁止

受注者は、営利目的による勧誘や募集等を行ってはいけない。

9 個人情報の取り扱い

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に定められる個人情報取扱事業者等の義務等の各条文を遵守し、適切に管理を行うこと。

10 特記事項

（1）実施に当たっての詳細な内容や本仕様書に定めていない事項については、適宜、市と協議するとともに、業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、必ず市の指示を受けて実施すること。

（2）この業務についての質問締切は4月30日までとし、質問内容についてはFAX（0748-63-4618）又はメールにより保険年金課への照会とすること。

なお、回答期日は5月2日とする。

11 甲賀市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

（1）受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に

対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別紙様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者含む)に対して、十分に指導を行うものとする。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

担当部署 市民環境部保険年金課

不 当 介 入 [不当要求
業務妨害] 事 案 通 報 書

滋賀県甲賀警察署長 様
甲 賀 市 長 様

(通報者) _____

		※ 取扱署等	滋賀県 甲賀警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 () - FAX () -
		(現場事務所)	電話 () - FAX () -
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者 等	(通報者の職・氏名) 電話 () -	
		(対応者) 所属会社名 電話 () -	
		氏 名	
役 職			
不当介入の 行為者	住所	電話 () - FAX () -	
	所属		
	役職		
	氏名		
発生日時・ 行為者	令和 年 月 日 時 分頃		
	〔元請・下請〕(下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () - FAX () -	
工事件名			
不当介入の 内容・被害 の状況			
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無	
	(通報先警察署)	滋賀県 甲賀 警察署 課	
	(通 報 日 時)	令和 年 月 日 時 分頃	

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、甲賀警察署刑事課（刑事課）あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者および甲賀警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

(報告者)
 ○○○○株式会社
 現場代理人等 ○○○○ (その現場での責任者)
 ※ 滋賀県 警察署
 取扱警察 (警察で記入する) 課

注) 第一報はこの様式に必要事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。

2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。

3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。

4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。